

令和2年4月23日

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 長 青 柳 剛

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に  
向けた外出自粛要請等について

緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受け、特別措置法に基づき群馬県の緊急事態措置が定められ、この度、群馬県知事から、感染拡大防止のため不要不急の外出を控えることや一部業種において施設の使用停止等の要請がありました。

つきましては、添付ファイルをご確認いただき、感染防止対策をより一層進めていただきたくお願い申し上げます。

なお、国土交通省から発出された、基本的対処方針の変更を受けた所管事業者等に対する要請文書も添付いたします。

添付資料

- ・群馬県要請依頼文
- ・群馬県の緊急事態措置
- ・群馬県緊急事態措置別表（対象施設一覧）  
別紙①＝特措法による協力要請を行う施設  
別紙②＝特措法によらない協力依頼を行う施設  
別紙③＝基本的に休止を要請しない施設  
別表＝適切な感染防止策
- ・緊急事態措置の実施等（内閣官房）
- ・基本的対処方針の変更を受けた所管事業者等に対する要請（国土交通省）

※ 詳しくはそれぞれの資料をご確認ください。

一般社団法人群馬県建設業協会  
TEL 027-252-1666  
FAX 027-252-1993